

紋別市立渚滑小学校 いじめ防止基本方針

(令和5年4月 改定)

紋別市立渚滑小学校

はじめに

本基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校の全児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」から）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
※「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を把握し、被害性に着目して、いじめに当たるか否かの判断をする。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

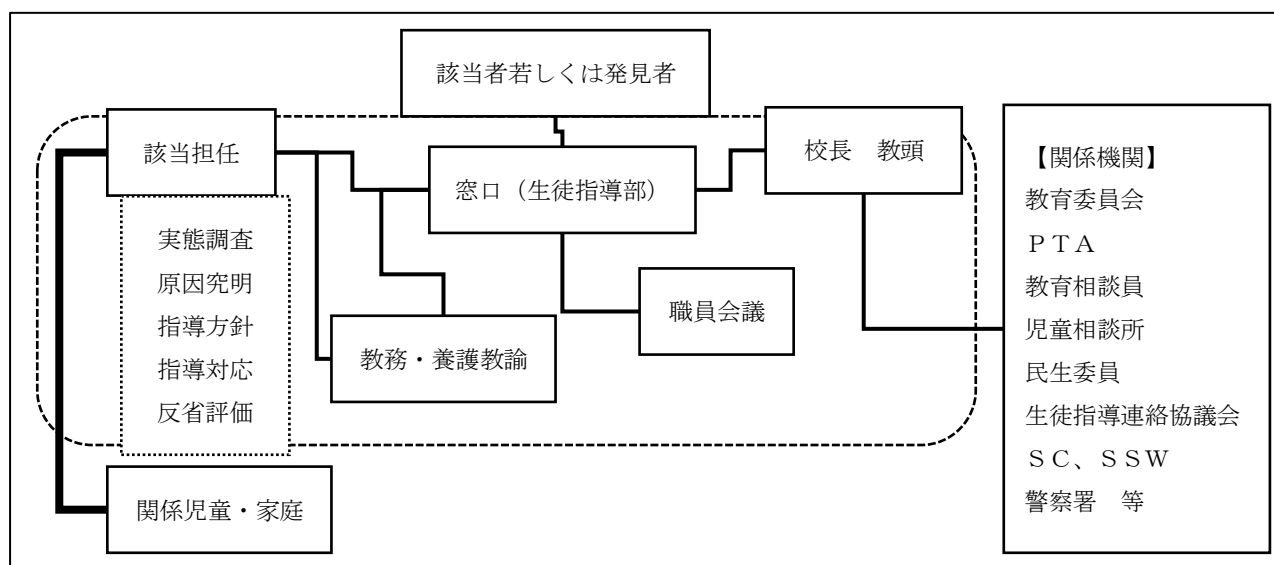
(1) 生徒指導委員会（いじめ対応プロジェクト）

校長、教頭、生徒指導部、養護教諭、学年・学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

※必要に応じ、スクールカウンセラーや弁護士、医師、警察官等、外部も含める。

(2) 職員会議等での情報交換及び共通理解

毎月の職員会議や学級経営交流会等で、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。



3 いじめ未然防止のための取組

- (1) 学級経営の充実
 - ① 教育相談を充実させ、QU検査(QUESTIONNAIRE—UTILITIES(楽しい学校生活を送るためのアンケート)の略)などを活用し、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
 - ② 児童一人一人が成就感や充実感、自己有用感をもてるよう、わかる・できる授業の実践に努める。
- (2) 道徳教育の充実
 - ① 道徳科(特別の教育 道徳)の授業を通して、児童の自尊感情・自己肯定感を高める。
 - ② 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- (3) 相談体制の整備
 - ① 学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
 - ② 担任や養護教諭等との連携を深め、教育相談の充実を努める。
- (5) 特別活動(学校行事や児童会活動等)の充実
 - ① 特別活動(学校行事や児童会活動等)のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。また、児童同士がいじめを自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう児童の自主的な活動を推進する。
- (6) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 - ① インターネット等、児童に情報モラルについての指導を徹底して迅速に対応する。
- (7) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - ① 中学校や幼稚園・保育所と情報交換を行う。
 - ② 生徒指導連絡協議会等による情報交流を行う。
- (8) 特に配慮の必要な児童生徒に対し、特性を踏まえた指導や支援をしていく。
 - ① 発達障害を含む障がいのある児童
 - ② 海外から帰国した児童や外国人の児童等外国につながる児童
 - ③ 性同一性障害や性的志向・性自認に関わる悩みや不安を抱える児童
 - ④ 東日本大震災により被災した児童、原子力発電所事故により避難している児童
 - ⑤ 新型コロナウイルス感染症による感染(感染者・濃厚接触者等)に対する偏見をなくす

4 いじめ早期発見のための取組

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携
児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談等により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、家庭児童教育相談員、中学校などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (2) 「いじめに関する実態等調査」の実施
5月と10月に「いじめに関する実態等調査」を実施する。また、調査を基に、一人一人の児童の現状や思いを把握する。
- (3) ノート・日記指導
児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などを見たりしながら交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
【時間・場所】いつ、どこで発生したか
【関係人物】誰が、誰からいじめと疑われる行為を受けているか
【内容】どのような行為を受けたか
【要因・背景】動機やきっかけは何か
【状況】現在も行為は継続しているか
- (2) いじめと認知するかどうかについて、生徒指導委員会を開き、協議する。
※緊急性が高いものについては、協議前に対応する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- (4) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と
いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (5) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保
護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (6) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (7) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処す
る。

6 いじめの解消

いじめが「解消している」状態として、次の2つの要件を示す。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
 - ① 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間（少なくとも3か
月を目安）継続している。
 - ② いじめの被害の重大性等から必要な場合にはさらに長期の期間を設定する。
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
 - ① いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行
為により心身の苦痛を感じていないと認められる。
 - ② 苦痛を感じていないことを被害児童本人及びその保護者に面談等で確認する。

7 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
 - ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる
場合
 - ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続し
て欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」から）
- (2) 重大事態への対処
 - ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
 - ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機
関との連携を適切にとる。
 - ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な
情報を適切に提供する。
 - ⑤ 直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。【判断については別紙資料参照】

7 懲戒権の適切な行使

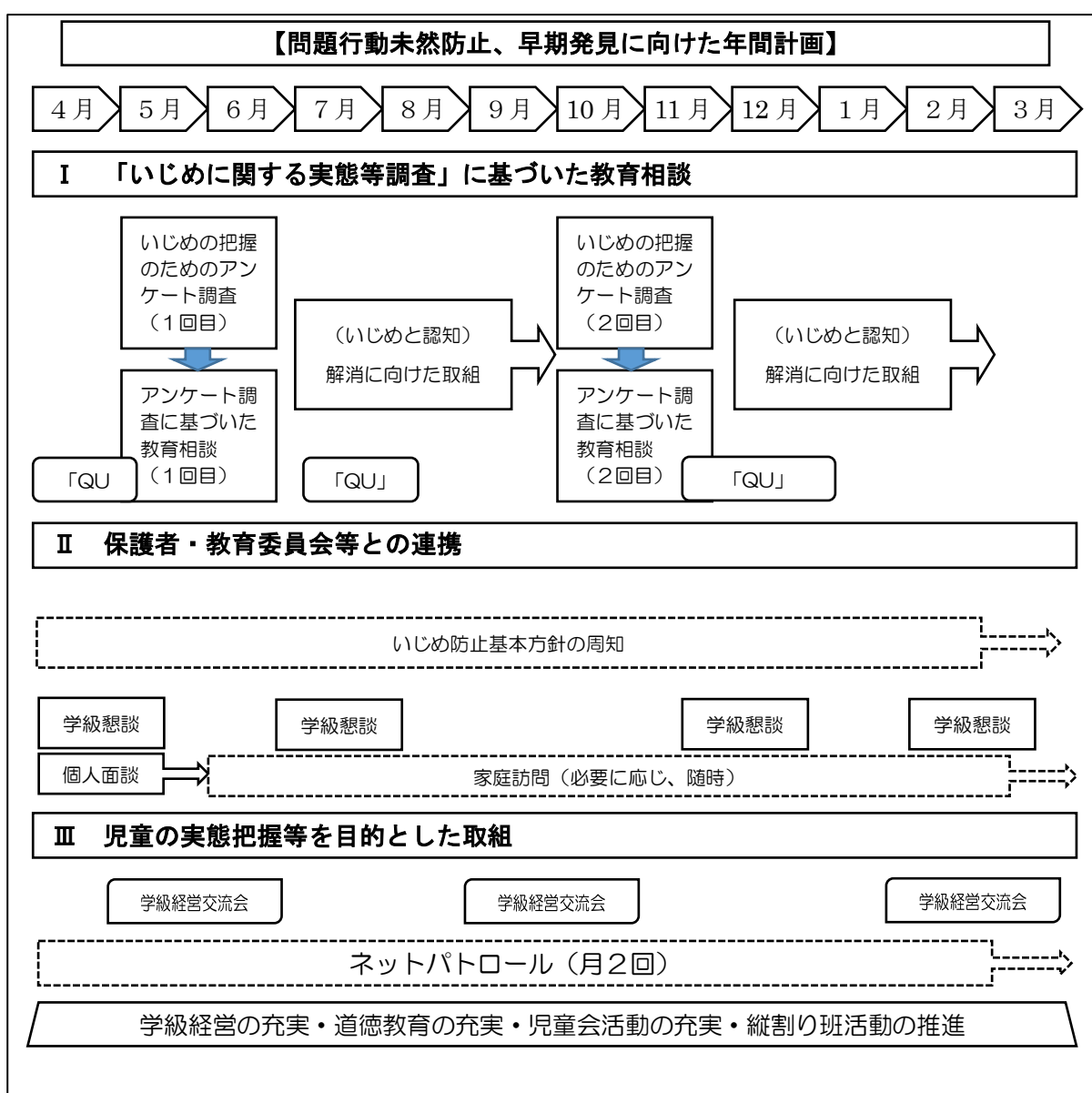
教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切な懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

8 保護者・地域への取組の周知

いじめ問題への取組等について「渚滑小学校いじめ防止基本方針」の周知を行う。特に、重大事態発生時の「警察への相談・通報」については、周知徹底を行う。

9 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。



※いじめの未然防止等の取組については、「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」(平成31年2月)に準ずる

【別表】 いじめ未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

I 学校全体としての取組

		児童へ直接関わる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解 ○道徳教育の充実 ○正しい判断力の育成 ○奉仕的体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくり ○生活の様々な機会を通して善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人での児童への声かけ（日常の見取り） ○個別面談や生活アンケートによる情報収集（日常及び必要に応じて） ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、怪我のチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意
暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休み時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（警察、児童相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
直接関わっていない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気づいた場合は、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

II 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気づくことの出来るような啓発（PTA教育講演会の実施等） ○子どもの頑張りをしっかりと認め褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙 ○父親の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども達への積極的なあいさつと声かけの依頼 ○近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡